

公共随契における処分手続きの流れ

1. 取得要望の受付

取得要望の受付に当たっては、次に掲げる情報を航空局ホームページ内の「公用・公共用の取得要望を受け付ける物件」に掲載することにより、取得要望の受付を行います。

- ① 対象財産の概要に係る情報(所在地、種目、型式、登録番号)
- ② 取得要望の受付期間※ホームページ掲載の日から3か月間
- ③ 処分が可能となる予定時期
- ④ 問い合わせ先



2. 取得要望書の受理

取得要望を行う場合には、契約書(ひな型)の内容を了承した上で、上記期間内において、取得要望書(別紙様式第1号)に次の書類を添付して提出してください。なお、契約書(ひな型)の内容については、航空局へお問い合わせください。

- ① 利用計画書
- ② 事業の必要性、緊急性、実現性等を説明できる書類
- ③ 予算書の写し(予算措置済みの場合のみ)又は資金調達計画
- ④ 関係図面(配置図等)※対象財産を展示品として使用する場合等
- ⑤ 財務書類
- ⑥ 誓約書(別紙様式第2号)※地方公共団体は除く
- ⑦ 同意書(別紙様式第3号)

(注)上記書類のほか、航空局が必要に応じて追加書類の提出を求め場合があります。



3. 航空局の審査

提出された取得要望書については、次の審査項目に基づいて審査を行います。なお、必要に応じてヒアリングを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ① 事業の必要性(各種政策上の要請の状況等)
- ② 事業の緊急性
- ③ 事業の実現性(事業計画の実現性、資金計画(予算措置、資金調達等)の確実性)
- ④ 利用計画の妥当性(規模、利用見込み等)



4. 処分相手方の決定

取得要望書の審査を行い、原則として受付期間終了後2か月以内に処分相手方を決定します。

同一の財産に対して、複数の者から取得要望書が提出された場合には、事業の必要性、緊急性、実現性及び利用計画の妥当性について総合的に判断した上で、具体的には別添により処分相手方を決定します。

上記により処分相手方を決定した場合には、その結果を文書により通知するとともに、航空局ホームページにより公表します。

施設等の設置認可を受けていないときは、認可を受けることを条件に処分相手方を決定します。この場合、施設等の設置認可の申請に対する結果の通知を受けた場合には、速やかにその通知の写しを航空局に提出してください。



5. 処分価格の決定手続き

処分相手方決定後、国と処分相手方との間で書面(別紙様式第4号)による見積もり合わせ(処分相手方から契約希望価格を書面で徴し、国の予定価格以上であるか否かを確認する手続きをいう。)を実施した上で、国の予定価格以上の価格をもって処分価格を決定します。

【ご注意】

評価条件に相違が生じないように、見積もり合わせに先立ち、価格形成上の前提条件をあらかじめ説明します。

見積もり合わせの実施回数は累計で5回を限度として行います。なお、5回の見積もり合わせによっても国の予定価格以上に達しない場合には、直ちに見積もり合わせを打ち切りますので、あらかじめご了承ください。

この場合において、見積もり合わせの打ち切りにより、損害が生じても国はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。



6. 処分に係る申請書の提出

処分価格を決定した場合には、普通財産売払申請書(別紙様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して提出してください。

【地方公共団体の場合】

- ① 地方公共団体の議決機関の議決を要する場合は、議決書の写し
- ② 予算措置を要する場合は経費の支出を明らかにした予算書の写し

6. 処分に係る申請書の提出(つづき)

【法人の場合(上記公共団体の場合を除く)】

① 名称、住所及び代表者等を記載した登記事項証明書、資格証明書、定款又は寄付行為、最近の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び営業報告書
(注)上記書類のほか、航空局が必要に応じて追加の書類の提出を求め場合があります。

7. 契約締結期限

契約を締結する期限は、原則として、処分相手方として決定した旨の文書(4.を参照)を送付した日から起算して2年以内を限度とします。

8. 代金の支払い

代金の支払いは、契約締結と同時に売払い代金全額を納付していただく方法と、契約締結時に契約保証金(売払い代金の1割以上)を納付し、残金を契約締結の日から20日以内に支払う方法があります。なお、地方公共団体の場合、売払い代金全額を契約締結の日から20日以内に支払うことも可能です。
※ 売払い代金は一括納付が原則です。ただし、地方公共団体の場合で、かつ、売払い代金が2億円以上の場合においては、分割払いの制度がありますが、別途、航空局に必要な資料を提出していただいた上で、分割払いの要否について審査を行う必要がありますので、詳しくは航空局へ照会してください。
(注)売払い代金のほか、契約書に添付する収入印紙、移転登録に必要な費用等の負担が必要になる場合があります。

9. 所有権の移転

売払い代金全額が支払われたときに所有権を移転します。なお、移転登録の手続きは原則として処分相手方が行ってください。

(注)分割払いの制度を利用した場合には、即納金(売払い代金の5割以上)が支払われたときに所有権を移転します。

10. 契約内容の公表

契約を締結した場合には、契約金額を含む契約内容を航空局ホームページにおいて公表します。

(注)契約内容を公表することについては、2. のとおり取得要望書の提出時に同意書を添付していただくとともに、契約締結の要件になります。

別添

複数の者から要望がなされた場合の処分相手方の決定について

- 1 地方公共団体と地方公共団体以外の者(予算決算及び会計令第99条第21号等の規定に基づき随意契約により契約することができる公益法人その他の事業者をいう。以下同じ。)において取得要望が競合した場合には、地方公共団体からの取得要望を優先します。

- 2 地方公共団体以外の者において取得要望が競合した場合には、航空局において審査し、処分相手方を決定します。
なお、審査に当たっては、事業の必要性、緊急性、実現性及び利用計画の妥当性について個別の事案を比較検討し、特に国有財産の有効活用の観点から重点的な審査を行った上で、以下の点にも留意し、総合的に判断するものとする。
 - (1) 処分用途について、国として推進する政策目的に合致するかどうか。
 - (2) 処分用途について、地方公共団体における地域の整備計画等と合致しているかどうか。
 - (3) 処分用途について、より広範な受益が期待されるかどうか。
 - (4) 処分予定時期について、より早期の処分が見込まれるかどうか。

- 3 上記2により処分相手方を決定できない場合には、処分価格が国にとってより有利な者を処分相手方として決定します。